

丹波篠山の田舎暮らし 株式会社ケイ・ジー・ジー

●今回のお客様紹介は株式会社ケイ・ジー・ジー様です。

丹波～篠山エリアを拠点に、古民家や農家の売買を得意とする“田舎暮らし物件”専門の不動産会社です。

TV 出演を何度もされていますし、とっても素敵なホームページを開設されているので、今更このスタイル通信でご紹介するのもおこがましい！と思いつつ、楽しく取材をさせていただきました。

白髭社長は鬚を結われた個性的なルックスで、地元の名物社長。骨董品販売の商売もされていることから、一見趣味に走った事業のように映るかもしれませんが、実は大いなる使命感を持って、誠実に不動産業を 40 年以上続けておられました。その使命とは「**空き家を一件でも減らす最後の砦**」というものでした。都会では考えられないような事が田舎では頻発します。登記を無視した個人同士の土地、区画交換。また、必ず農地が付いてくることで、売買は非常に困難なものになります。普通の不動産会社なら、手間とコストを惜しみ、役所への交渉も面倒な事で諦める案件を、ワンストップで引き受けておられるのです。見えない不安を取り除くことができるのも長年古民家を扱ってきたノウハウがあってこそ。実際、過去にクレームは無いという事からも、できることは完全に、できない事は正直に伝えて古民家のリノベーションをしてきたことがうかがい知れます。でもやっぱり面白いのは骨董品でした。古民家を買いとると付いてくる、社長が集めに集めた骨董品は常務(ご長男)や専務(奥様)の手に負えないレベルに・・・常務は手放したい一心で商売にプラスしたとの事。綺麗にしてから良心的なプライスタグをつけているあたり、こちらの方にも誠実さが表れています。とはいえ、本当は手放したくない貴重品に値札が付いていないのはご愛敬！強い使命感とゆるやかな趣味感が同居する、不思議で楽しいケイ・ジー・ジー様でした！



株式会社 ケイ・ジー・ジー

兵庫県知事免許(9)第201917号 (社)全国宅建建物取引業協会会員
古物商許可 兵庫県公安委員会 第631421500013号

〒669-2202 兵庫県丹波篠山市東吹287-2
☎079-550-1098
FAX079-550-9047
HP: <http://www.kgg.jp> Mail: info@kgg.jp
定休日：毎週 火・水曜日



神戸ストークス B2 優勝！ ～B プレミアへの新たな挑戦～

神戸ストークス(2025-26 シーズン)がB2 リーグで見事優勝を果たしました。シーズンを通して圧倒的な強さを発揮し、攻守ともに安定した戦いでリーグをけん引。選手・スタッフがー丸となり、悲願の栄冠をつかみ取りました。

また、2025 年 4 月に開業した GLION ARENA KOBE を新たなホームアリーナとし、多くのブースターの熱い声援を受けながら戦い抜いたシーズンは、たくさんの感動をもたらしました。来シーズンはいよいよ B.LEAGUE の新たなトップカテゴリー「B プレミア」が開幕します。当社も引き続きスポンサーとして神戸ストークスを応援するとともに、さらなる飛躍と活躍を期待しています。ぜひ皆さまも会場へ足を運び、迫力ある試合を観戦してみてください。



2026

7 月号

スタイルつうしん Vo.37

LifeStyle
ライフスタイル

損害保険・生命保険の総合プロデュース



西宮本社



東京支店

株式会社 ライフスタイル

■西宮本社 兵庫県西宮市甲子園口 2-24-24
Tel 0798-66-1566 Fax 0798-66-1565

■東京支店 東京都中央区銀座 8-19-2-1101



Tel 03-6260-6601 Fax 050-3737-0447

<https://happiness-lifestyle.com/>

ライフスタイル 保険

■取り扱い保険

- ・生命保険、医療保険、がん保険、傷害保険
- ・自動車保険、火災保険
- ・事業用保険（上乗せ労災保険、賠償責任保険）など

■ご挨拶

いつも大変お世話になります。先月からのサッカーワールドカップが大いに盛り上がりました。また後述させていただきますが、Bリーグにおいても[神戸ストークス]が見事B2リーグ優勝し、来シーズン(2026.10)からのBプレミアリーグでの活躍も期待できそうです。スポーツは素晴らしいですね。平和的に盛り上げることができ、また選手の競技にかける純粋な気持ちに心を打たれます。一方で保険業界は不祥事案が続いております。保険という形が無いものを皆様の信頼を裏切る事の無いように活動してまいりますので引き続き宜しくお願いいたします。

■目次

株式会社ライフスタイル 代表取締役 渡邊朋宏

- ▶保険トピック・・・P1（表面）▶車の価値について・・・P2（中面1）▶お客様紹介・・・P4（裏面）
- ▶マイカー通勤管理規定・・・P2（中面1）▶生命保険業界での不祥事・P3（中面2）▶神戸ストークス情報・・・P4（裏面）
- ▶SAS Car LifeStyle コラム・P3（中面2）

■保険トピックス

① 2026.6 改正保険業法施行 ★★★★★

保険業法が改正され、2026 年 6 月 1 日から新たなルールが施行されました。保険代理店の体制整備の強化や、保険会社から代理店への過度な便宜供与の禁止などが盛り込まれ、お客様本位の業務運営と健全な競争環境の実現を目的としています。

② 2026.1 ～ 4 生命保険会社で相次いだ金銭不祥事 ★★★★★

某生命保険会社の営業社員による顧客からの不正な金銭受領が相次いで発覚しました。各社は経営責任を明確にするとともに、営業管理体制やガバナンスの強化、コンプライアンス教育の見直しなど、再発防止に向けた取り組みを進めています。

③ 2026 年上半期の自然災害 ★★★★★

2026 年上半期も全国各地で自然災害が発生しました。1 月には島根県東部で最大震度 5 強の地震、4 月には三陸沖を震源とするマグニチュード 7.5 の地震が発生し、住宅被害や交通機関への影響が生じました。また、6 月には台風 1 号の接近により各地で大雨や暴風、停電などの被害が発生しました。近年は毎年のように自然災害が発生しています。この機会に、火災保険・地震保険の補償内容や、ご自宅周辺ハザードマップ、非常持出品などを改めて確認しておきましょう。

1 月 島根県東部地震（最大震度 5 強） 4 月 三陸沖地震（M7.5）6 月 台風 1 号・7 号・8 号による大雨・暴風

■マイカー通勤、"許可しただけ"になっていませんか？
～会社を守るために必要なのは「規程」と「毎年の確認」です～

「通勤中の事故だから会社には関係ない」と思われる方も多いのではないのでしょうか。しかし、企業がマイカー通勤を認め、日常的に利用している場合には、事故の状況によって企業の責任が問われる可能性があります。

実際に、マイカー通勤中の事故について企業側の管理責任が認められ、高額な損害賠償を命じられた裁判例もあります。特に、会社がマイカー通勤を許可しているにもかかわらず、従業員の運転資格や車両の管理、自動車保険の加入状況などを確認していなかった場合は、「安全管理が不十分だった」と判断されるおそれがあります。そこで重要になるのが**「**マイカー通勤規程**」**です。規程には、通勤を許可する条件や遵守事項を定め、従業員が安全に通勤できる環境を整える役割があります。しかし、規程を作成しただけでは十分とはいえません。

例えば、入社時には任意保険に加入していても、翌年には保険が失効していたり、車を買替えたことで補償内容が変わっていたりすることがあります。また、免許証の更新忘れや車検切れなども、日常業務では気付きにくいものです。そのため、企業には毎年継続して確認する仕組みが求められます。年に一度、マイカー通勤申請書を更新し、その際に運転免許証・車検証・自賠責保険・任意保険証券を確認することで、多くのリスクを未然に防ぐことができます。特に任意保険については、「対人・対物賠償が無制限か」「年齢条件や運転者限定が実態と合っているか」「保険期間が切れていないか」まで確認することが大切です。

万が一事故が発生した場合、従業員だけでなく企業も社会的責任を問われる可能性があります。従業員を守ることはもちろん、会社を守るためにも、「規程の整備」と「毎年の確認」をセットで運用していきましょう。



● 毎年確認したい5つのポイント

- ✓ マイカー通勤申請書の提出
- ✓ 運転免許証(有効期限)
- ✓ 車検証・自賠責保険証明書
- ✓ 任意保険証券(満期日)
- ✓ 補償内容(対人・対物無制限、運転者条件など)



POINT

規程は「作ること」が目的ではありません。

毎年確認を行うことで、**保険の失効・車検切れ・免許証更新忘れ・補償内容の不足**、などを防ぐことができます。「規程の整備」と「継続的な管理」が、従業員と会社の双方を守ることにつながります。

※規定作成や無料管理ツールが必要であれば弊社にお問合せください。

■車の価値は下がる。でも、車の価格は上がる。
～事故後、「思っていたより自己負担が大きい…」というケースも～

「車両保険に加入しているから安心。」そう思われている方も多いのではないのでしょうか。しかし近年、自動車を取り巻く環境は大きく変化しています。新車・中古車ともに価格が上昇しているほか、原材料価格や人件費の高騰、安全運転支援システム(ADAS)の普及により、修理費も年々高額になる傾向があります。一方で、一般的な車両保険では、事故時のお車の価値(時価額)を基準として保険金が支払われます。そのため、大切に乘ってきた愛車が全損となった場合、「**受け取った保険金だけでは同程度の車に買い替えられない**」「**修理費用が想像以上に高額だった**」というケースも少なくありません。特に、お車を長く乗られている方ほど、この差額が大きくなる可能性があります。万が一の事故は、いつ誰に起こるかわかりません。だからこそ、「**事故が起きたら保険金はいくら受け取れるか**」だけでなく、「**事故後、今までと同じように車を使い続けられるか**」という視点で備えを考えることも大切です。この機会に、ご加入中の自動車保険が現在の車両価格や修理費の水準に合った内容になっているか、必要な特約(**車両全損時復旧費用特約**)を付帯しているか、一度確認してみても…

● ワンポイント



こんな方は一度確認を!

- ✓ 車を長く乗る予定
- ✓ 購入から7年以上経過している
- ✓ 最近、自動車保険を見直していない
- ✓ 同じ車を買うと以前より高く感じる
- ✓ 修理費が高くなったと感じる

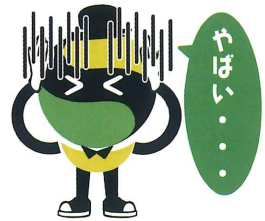


生命保険業界で相次ぐ金銭不祥事 ～今、私たちが知っておきたいこと～

2025年から2026年にかけて、生命保険業界では営業社員や元社員による金銭の不正受領が相次いで明らかになりました。長年にわたり顧客との信頼関係を悪用した事案もあり、大きな社会問題となっています。しかし、これらは保険商品そのものの問題ではなく、一部の担当者による不正行為です。まずは、どのような事案だったのかを振り返ってみましょう。

① どんな不祥事案だったのか? ～某外資系生命保険会社の場合～

- 社員・元社員106人が関与
- 約500人の顧客から総額約31億円を不正受領
- 「社員持株制度」「特別な運用」「有利な投資」などと説明し、個人口座への送金を求めるケースが確認された
- 長期間にわたり発覚しなかったことから、経営責任も問われ、社長が引責辞任しました。



② どんな不祥事案だったのか? ～某生命保険会社の場合～

- 営業社員が保険契約とは関係のない投資話や金銭貸借を持ち掛ける事案が判明
- 一部では顧客から不正に金銭を受け取っていたことが確認されました
- 同社はお客様への一斉確認や相談窓口の設置など再発防止策を進めています。

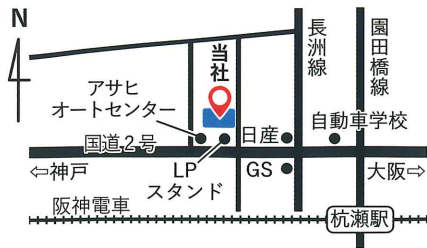
お客様からの信頼を悪用し、詐欺行為を働いた生命保険募集人が最も悪いことは言うまでもありませんが、しかし今回の問題では会社の管理体制(ガバナンス)の弱さも大きな要因として指摘されています。生命保険会社の営業社員は、一般企業の営業職とは異なり、成果に応じた報酬(コミッション)の割合が高い給与体系を採用している会社があります。また、お客様を長年担当し、営業活動を個人単位で行うことが多いため、「会社よりも担当者との信頼関係」が強くなりやすいという特徴があります。その結果、一部では会社によるチェックが十分に機能せず、担当者個人が保険契約とは関係のない金銭の預かりや投資話を持ち掛ける行為が長期間見過ごされてしまいました。今回の一連の事案を受け、各社では営業管理体制の強化に加え、営業社員の評価制度や管理方法の見直し、組織としてのガバナンス強化を進めています。某外資系生命会社では、経営陣の刷新に加え、営業活動の管理や再発防止策の強化を公表しています。

■ 編集部より

保険は「人」が扱う商品だからこそ、高い倫理観と適切な管理体制が求められます。今回の一連の事案を教訓に、保険業界全体でお客様の信頼回復に向けた取り組みが進んでいます。私たちも、皆さまに安心してご相談いただける存在であり続けられるよう努めてまいります。

SAS Car LifeStyle ～クルマは[所有]⇒[利用]の時代へ～

● 「車は購入するもの」という考え方が一般的だった時代から、近年は生活スタイルに合わせて車を利用する時代へと変化しています。その背景には、車両価格や維持費の上昇、生活スタイルの多様化があります。税金や車検、メンテナンス費用などを毎月一定額にまとめられるカーリースを選ぶ方も増えており、個人だけでなく法人でも利用が広がっています。もちろん、「長く乗りたい」「自分好みにカスタマイズしたい」という方には購入という選択肢もあります。大切なのは、「購入」か「リース」かではなく、ご自身のスタイルに合ったカーライフを選ぶことです。車の持ち方が多様化している今、一度ご自身に合った選択肢を考えてみてはいかがでしょうか。あなたはどちらのタイプ?



● SAS(スタンダードオートサービス社)からのひとこと

「購入」と「カーリース」、どちらにもメリットがあります。お客様のライフスタイルに合わせた最適なカーライフをご提案いたします。お気軽にスタンダードオートサービスまでご相談ください。

■陸運局指定民間車検工場 ■車検・整備 ■新車・中古販売
スタンダードオートサービス(株)
〒660-0815 兵庫県尼崎市杭瀬北新町 4-4-21

営業時間▶9:00-18:00 ☎ 06-6488-3001 06-6488-0948
定休日⇒第2、第4土曜日・日曜日・祝日 ✉ sas@plum.ocn.ne.jp 🌐 http://sas3001.com/ <ホームページ>